

## 「兵庫県バイオマス活用推進計画 2035（案）」作成の趣旨等

### 1 趣 旨

バイオマスは再生可能な動植物由来の有機性資源で化石資源を除いたものと定義され、これをエネルギーや製品として活用していくことは、農山漁村の活性化や地球温暖化の防止、循環型社会の形成につながるものとして期待されることから、さらなる活用の加速化が求められています。

県では、これまで令和3年7月に策定した「兵庫県バイオマス活用推進計画2030」に基づき、各地域におけるバイオマスの種類や処分・未利用量にあった活用により、バイオマスを活用したエネルギーや製品の地産地消を推進してきました。

このたび、計画策定から5年経過後の計画の進捗状況を点検・評価するとともに、この間の社会情勢の変化(SDGsやカーボンニュートラルの実現に向けた企業の自主的な取組の増加等、社会的気運の高まりなど)や、国政の変化を踏まえ、「兵庫県バイオマス活用推進計画2035(案)」を新たに策定し、県内におけるバイオマスの利用拡大や多角的な利活用を一層推進していくため、今後取り組むべき基本的な方向性と重点分野を明らかにします。

### 2 計画の概要

#### (1) 計画の期間

令和8(2026)年度から令和17(2035)年度までの10年間とします。また、概ね5年後、または、社会情勢が大きく変化し、新たな対応が必要となった場合は、その時点で所要の見直しを行います。

#### (2) 計画の成果指標

バイオマス利活用率を令和12(2030)年度に94%、令和17(2035)年度に95%とします。

#### (3) その他計画内容

バイオマスの地産地消に加え、その利活用で生じる副産物も含めたバイオマス資源の最大限の有効活用を図ることを基本に、利活用を進めます。さらに、地域主体の持続的な活動による循環型社会の構築に向けた地域特性と創意工夫を活かしたバイオマス利活用の推進や、企業等の自主的な取組の広がりを受け、県民への普及啓発をさらに推進することなどを重点推進事項に位置づけ、「バイオマスの利活用による持続可能で活力ある地域づくり」を目指します。

### 3 今後の進め方

パブリック・コメントにより、県民の皆さまからご提出いただいたご意見等につきましては、計画を策定するにあたっての参考とさせていただきます。

また、ご提出いただいたご意見等の概要及びこれに対する県の考え方につきましては、最終決定した計画とともに発表させていただきます。